

環境未来都市推進ボード 設置要綱

(設置)

1. 内閣府に環境未来都市推進ボード（以下「推進ボード」という。）を置く。

(任務)

2. 推進ボードは、各都市で策定される環境未来都市計画（以下「計画」という。）の策定時及び事業実施時において、環境未来都市コンセプトに合ったものとなる様、助言その他の支援を行うための企画立案等を行うことを任務とする。

(構成)

3. (1) 推進ボードは、学識経験者等の構成員を委員として構成するものとする。
(2) 推進ボードの委員は、コアメンバー5名以内で構成することとする。
(3) 座長はコアメンバーの構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。
(4) 推進ボードの下に、計画の策定及び実施に関する支援を行うスペシャリティメンバー13名以内で構成する実施推進会議を設置することとし、コアメンバーはスペシャリティメンバーを兼務することとする。

(招集)

4. 推進ボードの会議は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 推進ボードは、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により推進ボードの会議を開く余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 推進ボードの会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、推進ボードの会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 推進ボードの庶務は、内閣府地域活性化推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、推進ボードの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則) (平成25年5月10日)

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。